

1. 議事日程

〔令和4年第2回安芸高田市議会6月定例会第18日目〕

令和4年6月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第45号 安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する条例
日程第3 議案第46号 安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例
日程第4 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
日程第5 発議第6号 少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書について
日程第6 議員の派遣の件について
日程第7 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	穴戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

9番 児玉史則 10番 大下正幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	行森俊莊	企画振興部長	猪掛公詩
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司

産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
消 防 長	近 藤 修 二	教 育 次 長	宮 本 智 雄
総 務 課 長	新 谷 洋 子	政 策 企 画 課 長	高 下 正 晴

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	毛 利 幹 夫	事 務 局 次 長	久 城 祐 二
総 務 係 長	藤 井 伸 樹	主 任 主 事	山 口 渉

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
毛利事務局長。
- 毛利議会事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、監査委員より、令和4年5月分の例月出納検査の報告がありました。  
写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、  
御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 報告をいたします。  
本日の会議の運営につきまして、去る6月16日及び本日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。  
追加案件となる発議第5号及び第6号の2件は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上で、報告を終わります。
- 宍戸議長 以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番
児玉議員、及び10番 大下議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第45号 安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例  
を廃止する条例

日程第3 議案第46号 安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を  
廃止する条例

- 宍戸議長 日程第2、議案第45号「安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理  
条例を廃止する条例」の件、及び、日程第3、議案第46号「安芸高田  
市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件の2件を  
一括して議題といたします。  
本案2件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員  
長から審査結果の報告を求めます。

○大下産業厚生常任委員長

大下産業厚生常任委員長。

おはようございます。

令和4年6月10日付で、本委員会に付託された議案について、報告をいたします。

付託のあった2議案について、6月22日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第45号「安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する条例」及び議案第46号「安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例」は、現在、指定管理協定により管理運営をしている「安芸高田市エコヴィレッジかわね」及び「安芸高田市高宮淡水魚養殖施設」について、民間への譲渡を目的に、設置管理条例を廃止するものであります。

審査の過程において、委員より、「今後、行政としての支援はなくなるのか。修繕費や解体費といった費用について本市が関与することはないか。」との質疑があり、執行部より、「今回の補正予算で、不動産鑑定費用と解体調査費用を計上している。今後、条例が廃止され、民間への譲渡が終われば本市で負担する費用はなくなると答弁がありました。

また、議案第45号について、「当初の設置目的は条例廃止後、どのように継続していくのか」との質疑があり、執行部より、「民間に譲渡する方法としては、公募型プロポーザルを行うが、当初の設置目的を選定の一つの材料として考えていきたい」との答弁がありました。

また、議案第45号について、「Wi-Fi等の環境について現在の状況は。」との質疑があり、執行部より、「エコヴィレッジかわね周辺に集落があり、そこには光ファイバーが整備されている。現在、施設には公衆電話があるが、今後、災害対策の観点も含め、お太助フォンを条例廃止までに整備していく考えである。」と答弁がありました。

以上の2議案について、審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○宍戸議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号「安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する条例」の件及び議案第46号「安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件の2件を一括して起立に

より採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○宍戸議長 日程第4、発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、山本数博議員。

○山本数博議員 発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」につきまして、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の数次にわたる波状的なまん延は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えています。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、災害対策、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、防災・減災事業の実施、加えて新型コロナウイルス感染防止対策と、新たな政策課題に直面しています。今後さらに地方財政の確立を目指すことがますます重要となっています。

安芸高田市におきましても、少子・高齢化、人口減少が急激に進み、市税の減少、交付税の配分が減り、財政的に厳しい状況が続くものと予想されます。

これからも、市民の皆さんのニーズにこたえるために、私たちは安定した財源確保に向け最大限の努力をする必要があります。

このため、来年度（令和5年度）の地方財政予算全体の安定確保に向けて、国に対して、「地方財政の充実・強化」を求め、意見書を提出するものです。

なお、提出先は、内閣総理大臣のほか、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、地方創生並びに経済財政政策担当、内閣府特命担当大臣宛てに提出いたします。

よろしく願いいたします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第5 発議第6号 少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担割合引き上げに係る意見書について

○宍戸議長 日程第5、発議第6号「少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 発議第6号「少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書」について提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の総務文教常任委員会における陳情の審査案件について、6月21日に委員会を開き、審査した結果、採択をいたしました。

学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへのゆたかな学びを保障することにつながります。しかし、教職員定数の改善や業務削減が伴わなければ「働き方改革」につながらず、計画的な教職員定数改善の推進が必要となっております。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題があります。

よって、「子どもたちへのゆたかな学び、一定水準の教育を受けられる」ことを保障するための条件整備として、『中学校・高等学校での35人学級を早期に実施し、少人数学級について検討すること。』、『計画的な教職員定数改善を推進すること。』、『「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減を行わないこと。』、『教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。』を求める意見書を内閣総理大臣ほか、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に対して提出するものでございます。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第6号「少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育  
費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書について」の件を起立  
により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議員派遣の件について

○宍戸議長 日程第6、「議員派遣の件について」を議題といたします。議員派遣
については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付してありま
すとおり決定いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認するこ
とに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 閉会中の継続調査の件について

○宍戸議長 日程第7、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継  
続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認するこ  
とに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いた  
しました。

これにて令和4年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員